

## 山形市・上山市・南陽市における広域連携婚活事業に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）、上山市（以下「乙」という。）及び南陽市（以下「丙」という。）は、国道13号線及びJR奥羽本線で結ばれている地理的親和性とそれぞれが持つ観光資源を活かし、市域を超えて広域的な結婚支援を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、広域的な婚活事業（以下「本事業」という。）の実施等により、結婚を希望する独身男女に対して、市域を超えた、新たな多様な出会いの機会を提供し、もって地域社会の活性化及び定住の促進に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、共同で婚活イベントを開催するほか、必要な本事業を実施するものとする。

### （各市の連絡調整）

第3条 甲、乙及び丙は、本事業を円滑に実施するため、本事業に係る意見交換を行い、情報を共有し、連絡調整を図るものとする。

### （各市の役割）

第4条 第2条の婚活イベントは各市の輪番により実施するものとし、当該婚活イベントの企画及び費用負担は当番市が行い、それ以外の市は、当該婚活イベントの広報周知に努めるものとする。

### （個人情報の保護）

第5条 甲、乙及び丙は、本事業の実施に際し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な管理及び保護を徹底しなければならない。

2 前項の規定は、本協定の終了後においても効力を有する。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1月前までに甲、乙及び丙のいずれから

も終了の意思表示がない場合は、本協定の有効期間を当該満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義等が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月25日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号  
山形市  
山形市長 佐藤 孝弘

乙 上山市河崎一丁目1番10号  
上山市  
上山市長 山本 幸靖

丙 南陽市三間通436番地の1  
南陽市  
南陽市長 白岩 孝夫